

2013年2月議会 一般質問

2013・3・8 今井光子議員の質問

日本共産党の今井光子です。私はちょうど1年前に検診でガンを発見していただきました。この1年間、どれほど多くの皆様に助けていただけたか分かりません。今日、無事に誕生日を迎えることができました。是非、自覚のない間に検診をうけていただきますよう、皆さまにお願いをしたいと思います。今後は奈良県のかかげます健康寿命日本一に少しでも貢献できるよう、頑張ってまいりたいと思います。

放射線被ばくから人の命と健康を守るために

県にホールボディカウンターを整備し、県内で体内放射線チェックができるよう求める、環境放射線測定体制の拡充を

今井光子議員 3・11から3年目を迎えようとしています。

放射線量を気にする日常や、明日の見えない避難生活。それでも人々は懸命に生きています。いま政治が命とどのように向き合うべきかが問われています。

2年前の福島原発事故は、原発がひとたび事故をおこせば、時間的にも空間的にも被害が広がりつづけ、他の事故にはない「異質の危険」をもつことをまざまざと示しました。もはや原発と人類が共存できないことは明らかで、原発は今すぐなくすしかありません。

放射線から住民の命を守るため、医療政策部長および環境景観局長に質問をさせていただきます。

2月1日から大阪市の舞洲焼却場において、毎日100トンの岩手県から震災がれきの本焼却が始まり、来年3月までに36000トンの受け入れが予定されています。環境省が推進してきた瓦礫の広域処理は当初の6分の1に激減していますが、大阪での受け入れ量はまったく変わっていません。

昨年11月29日30日に行われた試験焼却のとき、子どもの鼻血、目の充血、咳、喘息など様々な健康の異常が報告されています。

このときは近畿各地でpm2・5の数値が異常を示し、奈良県でも2ヶ月間で最も高い数字が出ています。今後1年間毎日焼却が続くと、周辺住民の命や健康が脅かされるのではないかと危惧しています。

2月の体調の変化の報告によりますと、「大阪おかんの会」がおこないました調査では、2府8県から619例、奈良県からは21例が寄せられています。

花粉がとんでいないのに、2月1日から目がかゆい、2歳の次男は1月29日、30日と下痢をして、31日に黄色い鼻水がでて、今も続いている、関東から奈良に転居し、引っ越し当日まで8歳の子は毎日のように鼻血がでていたが、奈良に来ておさまっていたのに、今月からまた出るようになったなどと報告されています。

がれきには、セシウムなどの放射性物質が含まれている可能性があります。セシウムなどは燃焼によっ

てなくなることはありません。結局、灰に残されるか、煙と一緒に空中に出ていくかだけです。煙に含まれる分はフィルターで集めることになっていますが、そのフィルターに高濃度の放射性物質が集積されます。それらの処理方法はなく、大阪市はその灰を大阪湾の北港処分地に埋め立てています。

もともと自治体の焼却炉は放射性物質に対する考慮はなく、普通のごみと混ぜてはならないものです。高濃度に凝縮された灰の処理まで各自治体で処分と言うのはあまりにも無責任です。

セシウムは水に溶けやすく、いつか大阪湾に流出します。今後、巨大地震も想定されており、100年、200年と処分地を管理することは不可能です。

その被害を受けるのは、私達だけではなく、これから生まれてくる人たちです。もちろん、人間以外の動物も被害を受けます。消すことのできない毒物ではできるだけ拡散させずに、狭い範囲に集めて管理するのが鉄則であります。にもかかわらず多額の税金を使って、全国にばら撒いています。

この理不尽な広域処理に関して、地震と津波で被災した人々との「絆」とか「痛みの分かち合い」など、美しい言葉が付随しており、反対しにくい構造がつくられています。そして、放射性物質の拡散に反対する人たちと東北の人たちという被害者間の対立構造が作り上げられていきます。

今回がれきの広域処理は、原発事故の情報を出さない、謝罪はしない、責任は取らない、被害は全国民に押し付ける、そして費用は税金で賄うという構造になっています。これを進めると、日本という国は、加害者が得をし、被害者を含む国民が損をする国になってしまいます。危険が危惧される事はやらないようにする事が予防の原則です。

住民の命を守るため、日本共産党奈良県議団として、さる1月31日、大阪市・大阪府のがれき焼却を中止するよう申し入れること、また大気汚染物質などの観測態勢を整備することを求める要望書を出させていただいておりますが、改めて強く要望をさせていただきます。

東北、関東から、放射能に汚染されていない土地を求めて多くの方が関西にも避難されています。汚染地域の拡散につながる震災がれきの受け入れではなく、他の方法により、被災地支援を行うべきだと考えます。例えば今月13日、福島県の県民健康調査（2011年度）3万8000人分の結果が発表されました。甲状腺がんが3人疑いが7人。10名と言うのは、通常100万人に1人といわれる甲状腺がんが、250倍も出ている事が、報告されています。

奈良民主医療機関連合会では、奈良県に避難されてきている子どもさんの健康チェックを実施しました。今後も継続検査が必要になります。奈良県でホールボディカウンターの機械を購入し、県内で放射線チェックができるようにしていただきたいと思っておりますがいかがでしょうか。

また、放射能から住民を守るために環境放射線のチェックということで奈良県でこういった取り組みをされているのか伺います。

高城亮医療政策部長答弁 東日本大震災のため被災地から県内に避難されている子どもの健康診断にホールボディカウンターを購入し、県内で放射線チェックができるようにすべきとのご質問でございました。東京電力福島第1原子力発電所での事故発生当時、福島県内に居住されていた方につきましては、現在、福島県は甲状腺検査などの甲状腺検査などの県民健康管理調査のほか、ホールボディカウンターによる内部被ばく検査が実施されています。

このホールボディカウンターによる内部被ばくの検査につきましては福島県が国が設置した資金で検診車などの医療機器を整備するとともに、医療機関などに検査委託をおこなっているという状況でございます。すでに、公表されている情報では、8歳以下の子どもと妊婦を優先的に検査を実施しているということで、本年1月末現在で11万2000人余の検査が完了しているところであり、その全員が健康に被害が及ばない数値であるという報告がされています。

福島県外に避難された方に対しては高性能の検査機器を有する新潟県、青森県、広島県の医療機関において委託をうけ、同様の検査がおこなわれております。それ以外の県では福島県が検査の進捗に応じ、ホールボディカウンターの検診車を派遣することを検討されることになっております。

福島県から奈良県に避難されている方は本年2月15日現在、43世帯105人おられますが、今のところ、福島県から奈良県内の医療機関に検査の委託する予定はないということでご

ざいます。

これまでの検査結果からみた、緊急必要度、検査対象者一人あたりの整備コスト、原発の事故に関連する検査費用の負担の在り方などから考えまして、県独自でホールボディカウンターの機器を整備し、検査をおこなうことは現時点で考えておりません。なお、奈良県に避難されている方から検査のお尋ねがあれば必要な情報提供をおこなってまいりたいと思います。

*

影山清景観環境局長答弁 本県では放射線観測のモニタリングポストを奈良市、大和高田市、宇陀市、吉野町の4個所に設置しております。それで、空間放射線量の測定をおこなっております。保健環境研究センターにおきまして、待機中の浮遊塵や雨などの降下物におきます放射性物質を測定しているところでございます。

空間放射線量の測定結果でもうしますと、福島第一原発の事故前後で数値にまったく変化はでていない状況でございます。また、待機浮遊塵、降下物につきましては原発事故に起因すると考えられます放射線物質のヨウ素やセシウムが事故直後の4か月間は、健康には影響のないものですが、ごく微量検出されました。しかし、平成23年8月以降、現在まで検出はされておられません。

これらの測定値は県や文部科学省のホームページで公表しており、空間放射線量の数値に変化のある時やヨウ素、セシウムが検出された場合にはすぐさま報道発表をおこない、県民の皆様への情報の提供を徹底しているところでございます。

今井光子議員 数値で出ていなくても、子どもの体で感知をしたり、いろいろな健康の問題ができています。特に除染とか皆さんが気にしているのは、結果的に健康にどのような被害を及ぼすのかということが一番、気になることであしまして、私は、国の施策としてすべての都道府県にホールボディカウンターを設置するぐらいのことを、これだけの規模の緊急補正をするのならば、するべきではないのかと思うわけです。そういう意見を申し上げておきたいと思います。

奈良県経済の活性化のために

提案（1）地産地消の学校給食の実施で、県内農業の確実な生産を確保し、食育推進、地域農業への理解促進へ

今井光子議員 奈良県経済活性化につながる対策として2点提案します。

1つは地産地消の学校給食についてです。子どもの偏食や外食、孤食など子どもたちの食環境が厳しさを増す中、学校給食の地産地消は、地場産品を通じて食文化への理解や関心などの食育。生産者の顔が見える安全安心で新鮮な野菜、これらを通じて地場の農林水産物の消費拡大などにつながります。

奈良の学校給食を考える会の催しで今治市の安井孝さんのお話を伺う機会がございました。学校給食に地場のものを使うメリットとしては、

（1）作れば必ず買ってくれるところが確定するので地域の農業振興や遊休地の解消につながる事です。今治市では給食用に特別栽培米を生産。平成15年に26名だった生産者が18年には72名になり栽培面積も55トンから146トンにまで拡大しています。

- （2）生産者は販売促進で所得が増えやりがいを感じています。
- （3）消費者は誰が作ったのかわかるので安心。無農薬は体にもいい。
- （4）環境面からも遠くから運ぶ事を考えると省エネになります。
- （5）鮮度は抜群です。

今奈良県の学校給食に大きな変化が起きています。これまで小学校では100%の給食が行われていましたが、遅れていた中学校給食は奈良市や大和郡山市、大和高田市や広陵町、安堵町など新たな動きが出ておりここで一気に学校給食が広がる可能性がでてきています。

市町村の年間給食費総額は「人口×0.1×185日×250円」という公式があるとのこと。奈良県の小中学校で100%給食が行われた場合で計算すると63億8250万円になります。現在26.1%が県産とのことですので更に47億円の可能性がある分野です。保育所や幼稚園も含めば更に広がります。

奈良県の農業産出額は平成22年424億円と全体として減少しています。地産地消の取り組みは子どもに安全でおいしい給食を提供するとともに奈良県産業として農業を振興する上でも大きな可能性を持っています。しかし1日数百、数千食を2、3時間で調理しなければならない現場や、生産者、保護者とともに食材の一括安定供給や、価格がネックになりなかなか進まない現状が見られます。

たまねぎ、ジャガイモ、にんじんなど主要食材をまかなうには1000人規模の学校で1品目1トンあればまかなう事ができるそうです。大和郡山市の取り組みでは、学校給食4920人分に年間20トンのたまねぎを使用しています。これを地元で調達しようと、お母さんたちがグループで栽培を始めているそうです。県の作付け指標では1反当り5トンの収穫があるとされていますので、20トンなら4反あればまかなえる事になります。

奈良県の農家1戸あたりの平均耕地面積が7・8反ですから、2、3軒の農家が協力してもらえば可能です。余った野菜は販売し、不足分を調達する直売所などの機能も必要です。

教育大付属小学校では、奈良県産の野菜を始め、牛肉、豚肉、しょうゆ、豆腐牛乳、麺類など地元の物を使うことで、新鮮でおいしく残食が少ない、生産者への感謝の気持ち、また市場に下ろさない分、安い価格で調達ができる。給食調理の時間短縮のため学校側の意見を伝えられる、生産者の思いを子どもたちに伝えられる、など地元のものを食べるだけではなく、農作物に関わる人と人とのつながりをも子どもたちに学ばせる場にもなっています。

具体化のためには各地域ごとに前向きな姿勢で話し合える場作りが必要です。行政と生産者が需給量の確保策や入札のあり方、保護者も交えての企画、価格など意見交換し地域の実情やニーズに沿った柔軟な対応が鍵を握っていると思います。

学校給食の実施主体は市町村ですが、進んだ県では給食における地場農産物の利用促進を図るため食育推進課が設置され「学校給食者と生産者等の意見交換会」が開かれるなどの取り組みで、安全おいしい豊かな学校給食の取り組みが広がっています。地産地消をさらにすすめるべきだと思いますが、県の考えをお聞かせください。

東京都調布市の小学校で乳製品にアレルギーのある小5女児が給食でチーズ入りチヂミを食べて死亡事故が発生し、関係者の方々の関心が高まっています、アレルギー疾患を抱える子どもたちに対して、学校給食においてはどのように対応しているのか、県教育委員会が把握している食物アレルギーに有する児童生徒の状況と県教育委員会の取り組みをお聞かせください。

富岡将人農林部長答弁 学校給食への県産農産物の活用につきましては、治山地消や食育の観点から意義のあることと認識しております。本県の学校給食における地産地消の取組状況は平成22年で25.6%となっており、5年前の平成17年の12.3%に比べて10%以上向上しております。

しかし、これをさらに推進していくためには、いくつかの課題がございます。その中でもっとも大きな課題として、市町村給食センターでは児童生徒数に応じてある程度まとまった農産物をあらかじめ、決められた日に仕入れる必要がありますが、本県では兼業農家が大半であるため、少量多品目の生産をおこなっていることから、供給量に限界があることがあげられます。

このため、県では地域のリーダーである指導農業士のご協力を得て、グループを組んでいただき、取引先の農産物直売所などを通じて、計画的に安定供給していただく仕組みづくりを強化していきたいと考えております。

また、県学校給食会が県産農産物をジャムや漬物など保存がきくように加工して提供する取

り組みに対して県としても、その充実に向けて、農産物の生産情報の提供、栽培農家の紹介などに積極的に協力してまいります。県といたしましては市町村、県学校給食会と連携を密にしてこれらの取り組みを今後さらに強化し、より多くの県産農産物を学校給食に活用していただけるよう努めてまいりたいと考えております。

＊

富岡将人教育長答弁 近年、食生活や生活環境全般の変化等にもない、児童生徒におけるアレルギー疾患の増加が指摘されており、学校給食における食物アレルギー対応がますます重要な課題となっていることは十分、認識しております。平成24年度、奈良県学校給食実施等調査では公立小中学校、県立特別支援学校で特定の食物を摂取することによって、皮膚、呼吸器、消化器あるいは前身にアレルギー反応が生じる児童生徒は小学校(小学部)で1711名、中学校等では90名となっております。

文部科学省が定めた学校給食実施基準のなかでは、食物アレルギーの児童生徒に対しては校内において校長、学級担任、養護教諭、学校医等により指導体制を整備し、保護者や主治医との連携を図りつつ、個々の児童生徒の状況に応じた対応に努めることとされております。

これに従い、県教委といたしましては、市町村教委および県立特別支援学校にこのむねを周知するとともに、具体には、各学校が作成した「食物アレルギー対応手順」にもとづいて除去食や代替食等での対応等を実施しているところでございます。

また県教委では食物アレルギー対応は、まず、アレルギーへの認識を深めること、事故防止および危機管理対応の徹底を図ることが必要となることから、管理職、養護教諭、栄養教諭等に毎年研修会を開催しております。本年度は日本小児科アレルギー学会評議員の木村先生を招へいし、学校給食におけるアレルギー対応についてと題して食物アレルギー対応における校内体制の整備や学校での取り組みに求められるものについてご講演いただき、約150名の参加があったところでございます。

今後とも県教委といたしましては学校給食関係者へのアレルギー対応にかかる研修会等を継続的に開催し、教職員の資質向上を図り、アレルギー疾患をかかえる児童生徒に対して学校給食が安全に執行されるよう努めてまいり所存でございます。

今井光子議員 地産地消の取り組みにつきましてはぜひ、すすめていただきたいと思います。今、中学校給食はどういうあり方が良いかという検討をしているところがたくさんありますので、少人数の時効方式が一番、地産地消しやすいということをぜひ、知らせていただきたいと思います。お願いします。

奈良県経済の活性化のために

提案(2) 奈良県公契約条例の制定で労働条件の確保、安心して暮らせる地域社会へ

2つ目は、公契約条例です。会計局長におたずねします。

公契約条例については2009年に野田市で最初に作られ、その後広がり現在7つの自治体で条例ができ、1自治体で指針が作成されています。

自治労連公契約運動推進委員会の報告では野田市で公契約条例を実施した2年間の特徴として、労働者の賃金底上げに着実な成果を上げつつあることがあげられています。最低賃金ぎりぎりの業務委託労働者で自給100円上がっているなど底上げ効果が出ています。

公契約条例の対象を予定価格5000万円以上のものとしていますが4000万円以上の契約には総合

評価制度に公契約条例の内容を含めるなど効果が上がる工夫が行われています。条例の実施に関しての事務は行政側、事業者側いずれも混乱はなく、担当職員も1名で対応できたとのことでした。

川崎市では条例制定後も最低水準以下で働いている実態が明らかになり、実際の現場で確認する体制の強化が重要と言われております。

昨年8月に奈良・三重・和歌山の3労働局が合同で紀伊半島大水害の災害復旧工事を対象にいっせい監督を実施したところ、労働安全衛生法等について、奈良労働局管内においては74%という高い違反率となりました。

また、本県では、平成23年度の県の公共工事において、近年になかった死亡労働災害が2件発生しました。昨年県が行った奈良県が発注している建設工事と業務委託の実態調査では正規と非正規で1・6倍の賃金格差、元受と下請けで1・3倍の賃金格差、社会保険の加入は下請企業の労働者においては4分の1が未加入であった事が報告されました。

適正価格での公共事業や業務委託がなされない場合に、しわ寄せは人件費削減や雇用にも及びます。建設業者の営業がなり立たない深刻な事態もおきています。奈良県でも災害復旧など緊急性のある工事でも応札されず再入札などの実態が起きており昨年は、土木部の入札において16件総額4億6000万円の工事で応札がないということがおきています。予算がついても事業が執行されない深刻な状況は、地域経済にとって大きな損失です。

公契約条例のめざすところは、公契約によって労働者の適正な労働条件を確保することにより、提供されるサービスの質の確保や社会的価値の向上、県民が安心して豊かに暮らせる社会の実現にあります。奈良県議会では2004年6月議会で「公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保を求める意見書」が、また2009年3月には「公契約に関する基本法の制定を求める意見書」が決議されています。官製ワーキングプアをなくすことは、安定した雇用、税収の増加、消費の拡大など、内需拡大による景気回復につながります。

昨年の9月議会で知事は、山村議員の公契約条例の制定に向けて質問に、「都道府県レベルでは公契約条例を持っている県はないが、実態調査を踏まえ法制面の検討を行い、関係団体との調整を行うなどの取り組みを引き続き進めていきたいと思っております」と答えていますがその検討状況と、いつまでに具体化するのか見直しをお聞かせください。

田中敏彦会計局長答弁　公契約条例につきましては、一昨年6月、部局横断的な検討チームを設置し、幅広く、検討をすすめてまいっております。

昨年9月以降には、毎月1回のペースで検討会を開催いたしまして、公契約の相手方を選定するにあたって、これまで主として価格や技術的能力の観点から評価をしてまいりましたが、適正な労働条件の確保など社会的価値に関する共同も評価項目に追加する方向で検討をおこなっております。

また、この条例の対象とする事業者の範囲をどの程度にすればよいのか、さらには本条例の実効性を確保するために、事業者からの報告の確認や立ち入り調査を実施できるか否か、虚偽報告をした場合などにはペナルティ措置を講じる、そういった法制面を含め、さまざまな事項について検討をすすめてまいっております。

現在、他の都道府県で公契約条例を制定しているところはございません。本県でこの条例を制定することになれば、先進的な事例となります。そのことから、今井議員も質問でお述べいただいておりますが、この条例の制定が労働者の適正な労働条件の確保につながり、県民が安心して暮らせる社会の実現に資することにならなければなりません。そのために、さらに議論を深め、関係機関との調整をおこない、できるかぎり早期の制定をめざして鋭意、取り組んで参りたいと考えております。

今井光子議員　公契約条例、できるだけ早くということでした。期待をしておりますので、よろしくお願い致します。

地域福祉支援計画の具体化について

県地域福祉支援計画の主旨をすべての市町村にしっかりと定着させるために

今井光子議員 地域福祉支援計画の具体化につきまして健康福祉部長におうかがいします。

私は、40年前に孤独死のニュースに衝撃を受けボランティアでお年寄りの家庭を訪問した事がありました。当時はヘルパーの前身である家庭奉仕員さんがいて地域の困難な家庭は行政が把握して訪問やケアを行う体制がありました。

今日介護保険制度もできたのに孤独死や無縁社会が問題になり、「漂流老人」の番組は衝撃を与えました。当時それほどの衝撃を受けた事が、今では孤独死や孤立死と呼ばれ、だれでも他人事でなくなってきているところに問題の深刻さを感じています。

21年の9月議会で私は、こういった孤立死の問題も含め、いま既存の福祉制度だけでは対応しきれない様々な問題が地域に集積されていることを取り上げ、県に地域福祉支援計画策定を提案しました。

当時福祉部長だった杉田副知事は来年度に策定すると答弁されましたが、震災や大水害などもあり2年遅れましたが、約束を果たしていただく事ができました。

市町村は「地域福祉計画を策定する事ができる」とされており県内では11自治体で策定されていますが、まだまだ遅れています。外部に委託してきれいな文章を並べても絵に描いたもちでは意味がありません。これは地域で起きた様々な事例を共有して検討しながら課題を見つめ具体的な対策を重ねていくような策定過程が重要ではないかと感じております。

それには事実を見つめる事が重要です。

私は、3年前、地元で「つながり支えあいの街づくり」をテーマに学習会を行いました。それに向けて、北葛城郡の行政や医療福祉関係者、民生委員さんなどにアンケートをお願いしたところ、回答があった25通のうち孤独死に遭遇したのは4例とその多さに驚きました。回答のなかには、地域のコミュニケーションの大切さ、家族が遺体の引取りを拒否して、あとの費用を行政が負担、倒れている通報が入ったときの鍵を開ける方法、など具体的な課題も提起されています。

今回の支援計画で初めて孤立死という言葉が登場しました。

孤立死には介護者が先になくなり家族がともになくなるなどの事も含まれるように思います。問題は亡くなって見つかる事や発見されるまでの日にちよりも、生きている間に本来受けられる支援がありながら生存権が脅かされる状況が長期に続いていることです。

インディアンの教えに、“人間の幸せは、生まれるときは泣いて生まれて周りに笑顔で迎えられ、死ぬときは笑って周りの人に泣いてもらってなくなる”と言うのがあります。

県民の皆さんが地域で安心して幸せに暮らしていくために、互いが気遣い支え合って生活していく仕組みづくりが大切であり、そのためには市町村における地域福祉計画の策定が進むことが必要だと考えます。

そこで、健康福祉部長にお伺いします。県は地域福祉支援計画を策定しようとしています。今後この計画を市町村にどのように広め、地域の課題に対応しようとしているのか、お伺いいたします。

江南政治健康福祉部長答弁 少子高齢化や経済不況、また人々の価値観や生活様式の多様化、地域と家庭との希薄化といった昨今の社会情勢に寄りまして既存の福祉制度だけでは対応しきれない様々な福祉課題が生じております。

このような課題に対応するためには、課題を地域社会の問題ととらえまして、住民が主体となって行政やNPO、関係機関等と協力して解決していく新たなささえあいの仕組みの構築、すなわち、地域福祉の推進が必要でございます。このために市町村における地域福祉の取り組みを進めることを目的として、今般、県では地域福祉支援計画を策定することとしました。この支援計画におきましては、地域の福祉課題を解決するための手順を具体的に示すとともに、

支え合いの体制づくりや地域福祉の担い手づくりなどを重点的にすすめることとしております。

また、市町村が、地域福祉計画を策定するためのガイドラインも提示をいたしまして市町村計画の策定促進も図ることとしております。

具体的な取り組みといたしましては、平成25年度から新たな地域の絆づくり事業といたしまして、地域での実践活動経験をもつ外部の有識者等で構成いたします地域福祉推進委員会を立ち上げるとともに、この委員会での検討を踏まえながら、2つの市町村において支え合いの体制づくりをおこなうモデル事業を実施したいと考えております。このモデル事業におきましては、地域で支援を必要とする人を見逃すことがないように社会福祉士等によりましてニーズ調査を実施いたします。そして課題を的確に把握することとしております。

その上で課題解決に向けて対応していく体制づくりへとつなげまして、さらにその成果を他の地域へ広げていきたいと考えております。

このような取り組みとともに、今回の支援計画の策定を契機に、地域住民が参画した実効ある地域福祉計画が策定されますように、市町村の支援に努めてまいりたいと考えております。

県土マネジメント部への名称変更

わざわざ経費をかけて、「土木部」を「県土マネジメント部」に変更するのか。県の部局名称は誰のためのものか？

今井光子議員 県土マネジメント部につきまして、知事におうかがいいたします。

新年度から土木部の名称が県土マネジメント部に変更されることになっておりますが、土木部は長年親しんだ名前でもともと公共事業は土と木によっておこなわれてきたものであります。これから奈良県が、もっと木材を活用されようというときに、土木部の木を抜いて県土マネジメント部という、聞いたことのないような名称にされることにつきましては、県民の困難も予想されまして反対です。

また、余分な経費も生じると思います。従来通りの土木部に変更するべきと思いますが、経費をかけてまで変更される意図は、何か、おたずねいたします。

荒井正吾知事答弁 土木という言葉について勉強をさせていただきましたが、明治時代より使われております。その起源は相当古く、紀元前150年ごろの中国の前漢の次代、『エナンシ』という哲学書にでてくるという由緒ある名前だということでもあります。

築土構木、土を築き、木を構えるということばが語源だということでもあります。しかし、その言葉の土と木、いわば材料の部分を取り上げて土木といったものでございまして、築と構という作業部分、動詞の部分は取り上げなかったということもございます。材料は現在の言葉でいいますとコンクリートと鉄骨ということになるとと思いますが、それは、なかなかうけないと思っておられる方が多いと聞いております。

一方、マネジメントという言葉は、ドラッカーの本で有名になりましたが、土木部の仕事はマネジメントが重要だと思っております。道路、下水道、河川のインフラの建設だけではなく、維持管理、利活用の仕方をどう考えるかなどだと思っております、そのような全体が県土のマネジメントであると考えております。

奈良県の活性化のカギはインフラの整備、監理、活用の仕方にあると思っております。県土をうまくマネジメントすることにより地域の活力を呼び、安全安心を確保すると言いうことができると思っています。

土木という名前は最近までよく使われてまいりましたが、最近では使われ方がすくなくなってきたと聞いております。大学の学科の名前でも土木工学科をつかうところは本当に少なくなりました。

土木部長の出身校であります東京大学でも土木工学科は社会基盤学科になっているということでございます。国土交通省におきましても局や部の名前では使われておりません。県の中の部の名前であるということでございます。

また、県の部の組織も土木部から県土整備部などへの名称変更するところが多くなり、それが増えております。県土整備部の整備をさらに一步進めてマネジメントする部署ということにしたいと思っております。

組織名の変更にかかる経費でございますが、公印や所属名表示などのごくわずかの経費であると思えます。経常的経費のなかでまかなっていきたいと思えます。

最近の部の名称変更はくらし創造部、産業雇用振興部、まちづくり推進局などがございましたが、これは組織に求められておりましたミッションや課題を明示された部の名称になっております。今回の県土マネジメントという名称でミッションや課題を明らかにしたいと思っております。ミッション、課題が明示された部の看板の下で働き、名刺をもっておりますと、職員はそのことをいつも考えて仕事がよくできるようになる傾向があると思えます。組織の名称を工事の材料の名称とするのではなく、ミッションや課題を明らかにする名称にしたいと思うものでございます。インフラのよき建設、監理、利活用によって県土を発展させ、県政を発展させるという基本的ミッションを自覚し、はげむべきという気持ちを込めたものでございます。

今井光子議員再質問 県土マネジメント部、知事のお考えをお聞かせいただきました。私は部局の名前というのは、県の姿勢を示すという面と県民の皆様が親しまれてここを尋ねればこの仕事をやってもらえるというわかりやすさという両方の面があると思うわけです。

その意味で言いますと、県の部局の名前は誰のためのものなのかということも、もう一度知事におたずねをしたいと思えます。

(了)